

岩手県野田村 地域おこし協力隊募集要項

岩手県野田村の概要

野田村は、岩手県の北東部、北上山地の沿岸部にあります。北部及び西部は久慈市、南部は普代村及び岩泉町に接し、北部は太平洋に面した東西11.3km、南北13.8km、総面積80.80km²の村です。

北にそびえる縞模様の「**大唐の倉**」、南に淡水魚の宝庫・清流「**安家川**」、西には野田周辺を見下ろす「**和佐羅比山**」、そして東には小豆砂の砂浜が魅力の「**十府ヶ浦**」海岸など、豊かな自然が自慢です。

地形は、北上山脈に連なる標高600～800mの山地から主分水嶺を形成しながら東北に高度を減じ、北東部にわずかに平野を見る臨海狭谷型になっています。

気候は、夏季に海流の影響による「**やませ（偏東風）**」が発生し、冷涼湿潤となります。時に、断崖や地平線がやませによる下層雲に覆われている幻想的な風景を見ることができます。また、初夏には、海岸の砂浜にピンクの「**はまなす**」が咲き、甘い香りを漂わせます。冬季は比較的温暖です。降雨量は年間平均1,000mmから1,200mmの小雨域で、積雪量も比較的少なくなっていますが、春先に大雪を見ることがあります。

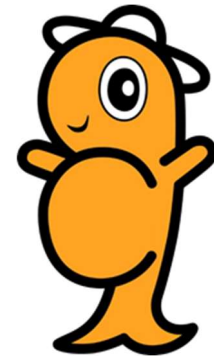
産業は、三陸の豊かな自然の恵みがもたらす農林水産業が基幹産業となり、水産業では、**秋サケ定置網漁、養殖ホタテ、養殖ワカメ漁**が盛んです。特にも外海である野田湾で育つホタテは、はみ出しそうなほど大きく肉厚の貝柱とプリプリの食感、ぎゅっと詰まった甘みと旨味が特徴で、「**岩手野田村荒海ホタテ**」が国の**GI登録**もされ、ブランドとして評価を高めています。農林業では、稲作、畑作等のほか、初夏太平洋からのやませによってじっくり育てられた山ぶどうが特産品であり、この地元産山ぶどうで作るワインの美味しさをもっと多くの方々に知ってもらいたいとの思いから、「**涼海の丘ワイナリー**」がオープンしました。

観光では、「**十府ヶ浦海岸**」の美しい砂浜や琥珀採掘場跡の「**くんのこほっば跡地**」などが見どころであり、三陸復興国立公園をトレッキングできる「**みちのく潮風トレイル**」、日本有数のマンガン鉱床「**野田玉川鉱山**」の一部を観光坑道として公開している「**マリンローズパーク野田玉川**」など、自然景観や資源歴史などを活かした観光振興に取り組んでいます。

また、夏季でも冷涼で穀物が育ちにくかった自然環境と砂鉄の産地であったという歴史が生んだ産業資源、観光資源が「**野田塩**」です。野田村では、古くから釜で海水を煮詰める「**直煮製塩**」が行われてきました。作られた塩は、牛の背に載せて北上山地を越え、盛岡、鹿角方面まで運ばれて穀物と交換されました。長い年月の中で踏み固められた山道は「**野田塩ベコの道**」と呼ばれてきました。現在、塩づくりが復活し、村の特産品になっているほか、野田塩ベコの道をトレッキングするイベント「**塩の道を歩こう会**」が春・秋の年2回開催されています。

東日本大震災大津波では甚大な被害を受けましたが、全国・世界中からたくさんの支援をいただきながら、復旧・復興事業はほぼ完了。今後は、復興から発展へ、人口減少傾向にある現況に歯止めをかけ、これまで以上に住民が「やりがい」と「生きがい」を実感し、愛着と誇りを持てる村の実現に向けて取り組むことが益々重要となっています。雇用・住環境・生活の質向上・コミュニティなどの要素が一体となり、真の「育てあう村」の実現に向け、私たちと共に力を合わせ、共に地域おこしに取り組んでいただける「野田村地域おこし協力隊員」を募集します。

募集概要



1. 募集人数 若干名

- (1) 農林業分野「山ぶどう生産支援員」 若干名
- (2) 水産業分野「荒海団活動支援員」 若干名

2. 応募条件

次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 年齢 申込み日現在、原則20歳以上50歳未満の方（性別不問、女性の方や家族での居住歓迎）
- (2) 申込み時点で、3大都市圏または地方都市等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）（総務省の地域おこし協力隊地域要件）に在住し、採用後に野田村に住民登録を移し居住できる方
- (3) 地域おこし協力隊としての活動期間終了後も野田村に定住し、就業しようとする意欲をもっている方
- (4) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域住民とともに積極的に活動ができる方
- (5) 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- (6) 普通自動車運転免許を有する方
- (7) パソコンの基本ソフト（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

（地方公務員法抜粋）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二十二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 活動内容

(1) 農林業分野「山ぶどう生産支援員」

生産農家での農作業のお手伝いを通じて、必要な基礎的技術を習得してもらい、村内での就農に繋がります。

併せて、山ぶどう生産組合の運営支援や各種イベント等での支援を行っていただきます。

(2) 水産業分野「荒海団活動支援員」

漁協、漁家での浜作業のお手伝いを通じて、必要な基礎的技術を習得してもらい、村内での就漁に繋がります。

併せて、荒海団営業センターの支援や各種イベント等での荒海シリーズの販売促進活動を行っていただきます。

4. 活動場所

村内農・漁家など

5. 身分

野田村の会計年度任用職員（フルタイム）となります。

6. 任期

採用後から最長3年間

（ただし、業務・活動状況を勘案して、1年ごとに更新する予定です。）

7. 勤務日・勤務時間

週5日、38時間45分勤務（7時間45分×5日）

- ・実際の業務に応じてローテーションを組みます。
- ・上記時間を超える場合は、代休対応または時間外勤務手当対応とします。

8. 待遇・福利厚生

- (1) 報酬 月額147,400円～201,700円（修学・社会人経験により算定します）
（ただし、社会保険料、雇用保険料、厚生年金保険料の本人負担分が差し引かれます。）
- (2) 期末手当 6月・12月にそれぞれ1.3月分支給されます。
（採用時期により、初回支給額は異なる場合があります。）
- (3) 有給休暇 村の「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の規定によります。
- (4) 住居 村が用意し、敷金・礼金・家賃は村が負担します。
（ただし、日常生活用品及び光熱水費は自己負担となります。）
- (5) 活動車両 村が用意します。

9. 応募手続き等

- (1) 応募方法
郵送またはメール
- (2) 応募期間
随時受付します。
（ただし、選考については、応募状況により随時行います。）
- (3) 提出書類
次の書類を提出してください。また、提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。なお、選考結果にかかわらず、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
 - ・様式1 野田村地域おこし協力隊申込書
 - ・様式2 野田村地域おこし協力隊応募レポート
（テーマ：「応募の動機」、「取り組んでみたいこと。」（800字程度））

※住民票謄本や普通自動車運転免許証の写しなど、その他の書類については、第1次選考後、必要に応じて提出を求めます。

(4) お申し込み・お問い合わせ先

〒028-8201 岩手県九戸郡野田村大字野田第20地割14番地

野田村役場 総務課 庶務防災班「地域おこし協力隊募集」担当

☎ 0194-78-2111 (内線111) FAX 0194-78-3995

E-mail soumu_syo@vill.noda.iwate.jp

(5) 応募書類郵送の際は、封筒表に「野田村地域おこし協力隊応募」と記載してください。

(6) 募集に関する質問は、様式3「野田村地域おこし協力隊申込みに関する質問票」により、ファックスまたはメールで行ってください。

10. 選考

(1) 第1次選考

応募状況に応じて随時書類選考を行い、合否を文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、面接試験を実施します。日時や場所等については、第1次選考結果を通知する際にお知らせします。

なお、面接に係る旅費の一部を助成します。

